

# 特 記 仕 様 書

(土木請負工事における安全・訓練等)

第1条 西条市の発注する工事について、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動を行うことにより、安全意識の高揚を図り、安全工事を実施できる体制及び環境を整えることを目的とする。

2 受注者は施工に際し、前項の目的を理解し、適正に工事を実施するものとする。

第2条 受注者は、安全に関する研修・訓練等の具体的な実施計画の作成について、工事の内容に応じた具体的な計画を作成するとともに、作業員全員への研修を行う諸規定・法令の関係項目を具体的に記載したものを参考様式29-1により作成し、工事着手前に監督員に提出するものとする。

2 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、安全に関する研修・訓練等を実施し、訓練ごとに実施報告書を作成するものとする。なお、実施報告書、研修訓練の研修プログラム、研修資料等については、整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提示しなければならない。

(安全対策)

第3条 西条市の発注工事について、交通誘導等を行うことにより、一般交通に支障を来すことを未然に防ぎ、もって公共事業の円滑な執行に資するものとする。

2 受注者は施工に際し、前項の趣旨を理解の上、適正に工事を実施するものとする。

第4条 受注者は、工事の施工に当たって、交通誘導警備員の配置人員、配置位置及び配置期間等について、監督職員と協議を行うものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

2 受注者は、工事完了時に実施内容の判る写真及び交通誘導警備員の配置実績を参考様式13により、その他の資料と併せて提出するものとする。

(自家警備)

第5条 受注者は、交通誘導を実施するために警備員の配置を必要とする場合であって、警備業者の都合により必要な警備員を配置できないため自家警備を行おうとする場合は、監督員の承諾を得なければならない。

2 前項の場合の自家警備の実施にあたっては、西条市における自家警備取扱要領によるものとする。

(建設工事から生ずる産業廃棄物の処理)

第6条 西条市の発注工事により発生した建設廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくほか、建設廃棄物処理指針（平成22年度版）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付け国土交通省事務次官通達）に準拠し、適正な処理に努めるものとする。

第7条 受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、次の事項について提出し、監督員の承認を得た後、処理するものとする。

(1) 産業廃棄物処理委託契約書（写）

(2) 処理業者の許可証（写）

(3) 積換・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真

2 受注者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処理状況の分かる写真等（搬出車両の車両番号、数量を明示した積載状況、処分先への搬入状況等）の施工管理資料を整理しなければならない。

第8条 受注者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとに産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認するものとする。また、紙マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載するものとする。

2 受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認した上で、工事施工後、第7条第2項の施工管理資料とともに紙マニフェストを使用する場合にあってはE票の写しを、電子マニフェストを使用する場合にあっては受渡確認票及び照会結果一覧表等を監督員に提出するものとする。ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合において、発注者が認めるときは、紙マニフェストを使用する場合にあってはD票の写しを、電子マニフェストを使用する場合にあっては引渡日前の受渡確認表を提出するものとし、産業廃棄物の処理が終了した後、確認出来次第、速やかにE票又は受渡確認票及び照会結果一覧表等を、工事の完了に関係なく提出するものとする。

（再生資材及び建設副産物の搬出及び利用）

第9条 建設副産物の処理に当たっては、建設副産物適正処理推進要綱に準拠し、建設副産物の適正処理に努めるものとする。

第10条 建設副産物の再利用については、適正に実施するものとする。

2 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

第11条 建設副産物の搬出のうち、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の搬出にあっては設計書に指定する方法により適切に再資源化施設へ搬出

し、建設発生土及びその他の建設副産物にあつては法令等に準拠し適切に搬出するものとする。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、第6条から第8条までの規定によるものとする。

- 2 受入れ場所等との協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督職員と協議するものとする。

第12条 受注者は、別表の資材の使用に際し、再生資材を使用するものとする。

- 2 再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧（公益社団法人日本道路協会発刊）等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行うものとする。

第13条 受注者は、本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第10条に規定する対象建設工事（以下「対象建設工事」という。）の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずるものとする。

第14条 受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、建設リサイクルガイドライン様式の再生資源利用促進計画書を施工計画書に含めて提出しなければならない。また、工事完成時には、当該様式の再生資源利用促進実施書を完成図書に含めて提出するものとする。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出がない場合においても、工事概要のみを記載して提出するものとする。

- 2 再生資源利用（促進）計画書及び実施書は建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成するものとする。なお、工事完成時に工事登録証明書（PDFファイル）を完成図書に含めて提出するものとする。

第15条 受注者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、建設リサイクル法第18条に基づき、次の事項を書面に記載し報告するものとする。なお、書面は再生資源利用（促進）計画書（実施書）とする。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用  
（ダンプトラックの過積載防止）

第16条 受注者は、大型貨物自動車等の過積載による重大事故の防止のため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- (2) さし柵装着車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし柵装着車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を

助長するようなことのないこと。

(4) 当該工事において、取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、また、さし柵装着車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

(5) 建設発生土の処理及び購入等に当たって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないこと。

2 前項各号に掲げる事項について、元請業者はもちろんのこと、下（再下）請負業者についても十分に指導すること。

（工事实績データの登録）

第17条 受注者は、受注時、又は変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として登録のための確認のお願いを作成し、監督員の確認を受け、監督員の記名・押印及び電子メールアドレスの記入を受けた後、受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は、完成検査後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。また、登録機関発行の登録内容確認書が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

（特記仕様書への委任）

第18条 受注者は工事の実施にあたっては、次の各号に示す特記仕様書によらなければならない。

(1) 適切な施工体制の確保に関する特記仕様書

(2) 主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間の明確化に関する特記仕様書

(3) 検定合格警備員の配置に関する特記仕様書

(4) 資源循環促進税に関する特記仕様書

(5) 工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書

2 前項の特記仕様書は、西条市ホームページに掲載するものとする。

別表（第 12 条関係）

| 資 材 名                 | 規 格                                                          | 使 用 箇 所                                      |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 再生加熱<br>アスファルト<br>混合物 | 密粒度アスファルトコンクリート<br>骨材の最大粒径 20 mm 又は 13 mm<br>(再生加熱アスファルト混合物) | 道路舗装の表層に使用する。                                |
|                       | 粗粒度アスファルトコンクリート<br>骨材の最大粒径 20 mm<br>(再生加熱アスファルト混合物)          | 中間層、基層に使用する。<br>(中間層で当分の間使用する<br>場合には使用しない。) |
|                       | アスファルト安定処理<br>(再生加熱アスファルト混合物)                                | アスファルト安定処理工で行<br>う上層路盤に使用する。                 |
| 再 生 骨 材               | 再生粒調砕石<br>(RM-25)<br>(HMS-25)                                | 上層路盤工等路盤材料に使用<br>する。                         |
|                       | 再生砕石<br>(RC-40)<br>(RC-30)                                   | 構造物の基礎材及び裏込材等<br>に使用する。<br>道路の路盤に使用する。       |